

平成29年度

町政執行方針

余市町

目 次

平成29年度町政執行の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
まちづくりの目標と平成29年度の主要施策	
1. 住み良く安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・	3
2. 多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちづくり・・	9
3. 町民と行政が連携して歩むまちづくり・・・・・・・・	15
特別会計	
1. 介護保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・	18
2. 国民健康保険特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・	18
3. 後期高齢者医療特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・	19
4. 公共下水道特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・	19
企業会計	
水道事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・	19
むすび・・・・・・・・・・・・・・・・	20

平成29年度町政執行の基本方針

平成29年余市町議会第1回定例会において、町政執行の基本方針と重要な諸施策ならびに私の所信を申し上げます。

町政の執行にあたりましては、議会議員各位をはじめ町民の皆様より温かいご理解とご支援をいただき、心から感謝とお礼を申し上げます。

地方財政を取り巻く状況は、依然として厳しい状況が続いておりますが、「第4次余市町総合計画」に基づき、豊かな自然に恵まれ、そして先人達がたゆまない努力によって築き上げてきた余市町が、将来にわたって住み良く活気に満ちた町であり続けるために、町民と行政が連携してまちづくりを進めるとともに、「余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「みんなが集い、いつも安心して過ごせるまち よいち」を目指し、本町の地域資源を最大限活用した取り組みをさらに進めてまいります。

また、連続テレビ小説「マッサン」の放送終了から2年半が経過し、本町における観光客の入込みも落ち着いてきておりますが、ドラマ放映前を大きく上回る状況がまだ続いており、平成30年度の北海道横断自動車道の余市延伸も見据え、今後も本町における歴史・文化・産業などのさらなる情報発信を進め、本町を訪れる方々が、来て良かった、また来たいと思えるまちづくりにより一層力を入れてまいります。

以上を踏まえ、平成29年度の町政執行にあたりましては、「1. 住み良く安心して暮らせるまちづくり」、「2. 多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちづくり」、「3. 町民と行政が連携して歩むまちづくり」の3本の柱を政策の基本とし、町民の負託に応え、住みやすさを実感していただけるような持続可能な地域社会づくりに向けて全力を尽くしてまいりますので、各位におかれましては特段のご理解を賜りたいと存じます。

1. 住み良く安心して暮らせるまちづくり

主人公である町民が、この町に住んで良かったと思えるような、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

- 町民の暮らし、健康を守るための施策
- 町民生活に密着した社会資本を整備するための施策
- 豊かな自然環境を保全するための施策
- 災害に備えたまちづくりを進めるための施策

2. 多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちづくり

産業間・産学官の連携、人的パワーの活用、教育・文化芸術活動とスポーツの振興により、元気なまちづくりを進めます。

- 産業振興のための施策
- 教育・文化・スポーツの振興を図るための施策
- まちづくりを担う人材を育成するための施策

3. 町民と行政が連携して歩むまちづくり

町民の立場に立った行政運営を推進し、町民と行政の連携によるまちづくりを進めます。

- 協働のまちづくりを進めるための施策
- 財政基盤の確立と効果的な行政運営を進めるための施策

以上3本の柱をもとに、「町民が主人公」となるまちづくりを、以下の諸施策により推進します。

1. 住み良く安心して暮らせるまちづくり

◎地域福祉に関する施策

少子高齢化・核家族化の進展により、家族機能や、共に支えあう地域機能が低下してきていることから、引き続き地域福祉の中核を担う社会福祉協議会への支援を行い、ボランティア活動の連携強化など、共に助けあい思いやりを感じる地域社会の構築に努めます。

また、要支援者情報につきましては、民生委員の協力のもと継続して情報収集を行い更新をするとともに、関係機関との連携を図りながら、地域ぐるみできめ細やかな見守り活動や、緊急時の速やかな支援体制の構築に努めます。

◎児童福祉に関する施策

みんなで支えるゆとり・安心・たのしい子育てを基本理念として策定した「余市町子ども・子育て支援事業計画」の見直しを行いながら、ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育の推進と子育てしやすい地域環境の整備に努めます。

また、本年度、放課後児童クラブの対象児童を6年生までとする拡大措置を2年前倒して実施するなど、今後も子育て相談支援の充実と地域子ども・子育て支援事業の拡充に努めます。

さらに、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応ができるよう「余市町要保護児童対策地域協議会」における関係機関との連携を強化し、必要な対応を図るとともに、子どもが健やかに成長できる地域社会の構築に努めます。

◎高齢者福祉に関する施策

高齢化が急速に進む中で、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、さらには認知症高齢者への支援の充実が求められています。

このため、「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営み安心して暮らすことができるよう、高齢者のニーズに応じた、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めます。

また、要支援者情報につきましては、民生委員の協力のもと継続して情報収集を行い更新をするとともに、関係機関との連携を図りながら、緊急時の対応や見守り活動、さらには個々の状況に応じた適切なサービス提供に向けた支援体制の構築に努めます。

◎障がい者福祉に関する施策

障がいのある人もない人も、互いに支えあい地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができる社会の実現を目指した「余市町障がい者計画・障がい福祉計画」に基づき施策の推進に努めます。

また、北後志地域自立支援協議会や、基幹相談支援センターを活用した障がい者への支援ならびに権利擁護や虐待防止に取り組むとともに、北後志母子通園センターを中心に関係機関等と連携しながら、早期療育事業の充実に努めます。

◎保健に関する施策

町民が心身ともに健康でいきいきと暮らしていくためには、若い世代から健康に関心を持ち、食生活をはじめとする生活習慣の改善やこころのケアができるよう健康づくりを進めていく必要があります。

成人保健対策につきましては、「余市町健康づくり計画」に基づき、栄養・食生活・運動など生活習慣全般の改善を図るため、関係団体と連携し健康教室や健康相談を実施します。

特定健康診査事業では、引き続き普及啓発・受診勧奨に努めるとともに、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防の取り組みを強化するため、健診項目を追加し、生活習慣の改善に向けた特定保健指導の充実に努めます。

各種がん検診事業では、早期発見・早期治療が重要であるため、引き続き普及啓発・受診勧奨に努めます。

また、女性特有の乳がん・子宮頸がん検診においては、一定年齢の検診料を無料とし受診促進を図るとともに、受診者の利便性を考慮し従来の集団検診に加え、婦人科系医療機関での個別検診を実施します。

高齢者の歯科健診事業では、加齢に伴う口腔機能の低下や誤嚥性肺炎を予防するため、後期高齢者を対象とした歯科健康診査を実施します。

母子保健対策につきましては、家庭や育児環境の変化などさまざまな課題に対応し、安心してゆとりある出産や子育てができるよう、訪問や相談、乳幼児健診などの充実に努めるとともに、引き続き小樽市を含む6市町村と連携を図り、周産期医療体制の確保に向け協議を行います。

予防対策につきましては、感染症の拡大防止を図るため、定期予防接種を適

切に行うよう対象者への勧奨に努めるとともに、インフルエンザや大人用肺炎球菌予防のワクチン接種費用助成を継続します。

◎交通安全に関する施策

交通安全対策につきましては、「高齢者事故防止」、「飲酒運転根絶」、「スピードダウン」、「シートベルト全席着用」、「自転車安全利用」、「居眠り運転防止」、「デイ・ライト」を重点目標とし、交通安全指導員による交通指導をはじめ、町民への啓発などを積極的に実施し、一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、関係機関と連携を図りながら、交通事故防止に努めます。

特に近年、高齢ドライバーによる交通事故が全国で相次いでいることを踏まえ、高齢者を対象にした自動車運転免許証の自主返納に対する助成制度に取り組みます。

◎消費者保護に関する施策

生活環境が複雑化する現代社会において、悪質商法や特殊詐欺などによるトラブルに巻き込まれるケースも多く、年齢に関係なく幅広い消費者保護に関する取り組みが重要となっています。

このため、町広報による注意喚起を行うとともに、小樽市を含む北後志6市町村で開設している消費生活相談の窓口である「小樽・北しりべし消費者センター」の活用について、引き続き広く町民へ周知を図り、安全・安心な暮らしの確保に努めます。

◎国民年金に関する施策

国民年金事業につきましては、年金に関する各種届出や保険料の免除・猶予申請、年金受給にかかる請求などの手続きについて適切に対応するとともに各種年金制度の周知など、相談業務に努めます。

◎道路に関する施策

国道につきましては、国道5号の栄町中央帯整備工事の早期完成、さらには、国道229号の電線共同溝工事の事業促進を関係機関に要望します。

町道につきましては、橋梁の「長寿命化修繕計画」に基づく補修事業、道路ストック総点検調査事業に基づく補修工事に取り組むとともに、計画的な舗装と側溝の整備を進め、安全・安心で円滑な通行の確保に努めます。

冬期間における道路維持につきましては、地域の方々の理解と協力をいただ

きながら、「余市町冬を快適にすごす条例」の趣旨に沿った効果的な除排雪に努めるとともに、流融雪溝につきましても、関係機関・団体との連携により万全な維持管理に努めます。

また、平成30年度完成予定の北海道横断自動車道余市・小樽間の朝里地区におけるインターチェンジのフルジャンクション化や、町道黒川町中通り2号線などの道道昇格による整備を強く要望するとともに、北海道横断自動車道の余市延伸後を見据えた市街地道路交通網の整備について広く関係機関と協議、検討を進めます。

◎河川に関する施策

余市川につきましては、河川の環境保全に向け、さらには、ヌッチ川や畚部川^{ふごっぺ}など二級河川の治水対策につきましては、自然環境に配慮した事業の計画的な推進を引き続き関係機関に要望します。

町管理河川につきましては、河川愛護組合をはじめ、地域の方々の協力をいただきながら、治水対策や維持保全に努めます。

◎港湾・海岸保全に関する施策

余市港湾につきましては、港湾利用者と協議しながら、維持保全に努めます。

海岸保全事業につきましては、大川地区の越波対策として海岸護岸補強工事の早期完成を要望するとともに、栄町地区の越波、侵食対策についても関係機関に要望します。

◎公園事業に関する施策

都市公園につきましては、町民が安心して利用できるよう、施設の維持管理、安全対策、環境整備に努め、地域の方々のふれあいの場、憩いの場として、利用促進を図ります。

また、都市公園に設置された遊具などにつきましては、劣化や破損状況の点検・確認を行い、遊具利用者の安全確保に努めるとともに、利用状況を勘案しながら、計画的な整備を進めます。

◎公営住宅に関する施策

公営住宅につきましては、入居者が安心して生活ができるよう、「余市町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、本年度より山田団地の浄化槽設置工事に着手し、12棟48戸のうち3棟12戸の水洗

化を実施するほか、快適な住環境の整備に向けた取り組みを進めます。

◎住宅関連に関する施策

本町への移住・定住を目的とした土地・住宅の取得に対する支援制度により、本町への移住促進に一定の成果が見られたことから、引き続き支援制度を継続するとともに、宅地取引の拡大と住宅建設の増大による町内経済の活性化や町内定住化に努めます。

また、町内の不良空家住宅除却費補助制度により、一定の不良空家住宅が除却された実績を踏まえ、引き続き補助制度を継続し不良空家住宅の除却を促進し、良好な住環境の形成に努めます。

◎まほろばの郷地区に関する施策

まほろばの郷地区につきましては、土地区画整理事業により整備された区域内における宅地の販売促進に向けた支援に努めるとともに、良好な市街地形成の先導的な役割を果たすエリアとして、既存ストックを活かした地域づくりを進めます。

◎地域公共交通の活性化と再生に関する施策

高齢化社会の進行等により、買い物や通院等で移動手段を持たない、いわゆる交通弱者の方々の移動手段を確保することが、重要課題となっていることから、高齢化社会における地域公共交通の確保に向け、交通事業者などの関係者・各機関団体により組織する協議会を設置し、町内の地域公共交通を取り巻く現状と課題について調査を行うとともに、全町的な交通体系や交通政策について、具体的な協議・検討を進めます。

◎環境に関する施策

環境対策につきましては、余市川流域及び町内河川の水質調査や悪臭、騒音などの各種調査・測定を引き続き実施し、地域の環境保全に努めるとともに、地球温暖化対策として、街路灯のLED化促進に向け、更新などにかかる工事費や街灯料への助成、庁舎照明のLED化など、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを進めます。

懸案の町営斎場建替えにつきましては、「斎場建替基本計画」に基づき、現在地での新斎場建設に向け、「斎場建替基本設計・実施設計」を単年で実施し、早期供用開始を目指します。

◎一般廃棄物処理に関する施策

一般廃棄物の処理対策につきましては、分別のさらなる徹底など町民の協力をいただきながら、ごみの減量化と資源リサイクルに向けた取り組みを促進するとともに、自らごみをステーションまで排出することが困難な高齢者などの支援として、安否確認にもつながる「ふれあい収集」を引き続き実施し、サービスの向上に努めます。

また、ごみ処理・生活排水処理に係る長期的視点に立った、基本的な方針を明確にするため「一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

◎防災に関する施策

近年の異常気象が、各地に甚大な被害をもたらしている状況にあることから、災害対策基本法等関係法令の改正や国の防災基本計画などの見直しを踏まえ、関係機関と密接な連携を図りながら、「余市町地域防災計画（本編）」の見直しと防災対策の整備を引き続き進めます。

土砂災害対策につきましては、北海道と連携して土砂災害警戒区域などの指定と避難体制の整備を進めます。

また、津波避難対策につきましては、北海道が公表した「北海道日本海沿岸の新たな津波浸水想定」に基づき、防災ガイドマップの修正などの取り組みを進めます。

災害時における情報伝達手段の確保につきましては、防災無線も含め、地理的条件など本町に最も適した、確実に情報が伝わる手段を検討するとともに、新たな無線システムについて調査・研究に取り組みます。

さらに、避難所における備品など防災資機材の整備を計画的に進めます。

原子力防災につきましては、福島第一原子力発電所事故の対応や原子力災害の特殊性を踏まえ、国や北海道の防災計画との整合性を図りながら、「余市町地域防災計画（原子力災害対策編）」の整備を進めるとともに、北海道や関係市町村と連携し、避難対策など必要となる防災対策の整備に引き続き取り組みます。

災害の被害を最小限にとどめるためには、日頃からの災害に対する備えが大切であることから、防災学習会などを通して区会など地域との連携を図るとともに、防災に関する知識の普及、啓発を行い、地域における防災力の強化に努めます。

2. 多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちづくり

◎農業に関する施策

多様化する消費者ニーズや流通構造の変化などを的確に捉え、本町の強みを生かした各種施策の展開が重要であることから、余市町農業振興協議会をはじめとする関係会議の場における協議を重ねながら、本町農業の振興を図ります。

果樹につきましては、「余市町果樹産地構造改革計画」に基づき、りんご・ぶどう・桜桃などの優良品種への転換や圃場整備を、各種制度を活用し進めるとともに、安定生産とブランド力の向上に向けた取り組みを関係機関と連携して推進します。

特に、本町の果樹栽培の歴史を築いてきた「りんご」栽培の振興に向けた取り組みを支援します。

野菜につきましては、ハウス栽培による高品質で収益性の高い農作物の安定生産を図るため、施設の新設や更新にともなう資材などへの支援を行うとともに、栽培技術の確立と販路拡大などに向けた流通対策の推進に努めます。

安全・安心な農産物の生産につきましては、イエス・クリーン表示制度やエコファーマーによる農業生産方式の計画認定の拡大を図るとともに、環境保全型直接支払交付金を活用した草生栽培の取り組みを進めるなど、クリーン農業の推進に努め、自然環境に調和した環境保全型農業の確立を目指します。

優良農地の確保と保全につきましては、農地保有合理化事業や農地中間管理機構などを活用した規模拡大や、効率的な農用地の利用を促進するため、農地の利用調整に努めます。

また、余市町農業再生協議会においては、経営所得安定対策による事業のほか、「人・農地プラン」に掲げる地域の中心となる経営体の育成のため、各種補助金の活用や青年給付金を活用し、新規就農者へ支援を行うとともに、農地の利用相談及び遊休農地の利用促進などについて積極的な取り組みを図ります。

農村活性化センターにつきましては、農業学校や各種講座・サークル活動の充実を図るとともに、果樹を利用した体験学習などを通じた都市と農村の交流を進めます。

また、施設の有効活用を図るとともに、町内農業者の農産物を活用した加工品など、6次産業化に向けた取り組みを支援します。

市民農園につきましては、利用者に対する栽培技術講習会の開催や技術指導員の配置を継続し、利用しやすい農園を目指した環境づくりに努め、利用者の拡大を図り、施設の有効活用と適正な維持管理に努めます。

園芸試験場につきましては、研究圃場としての機能向上を図るため、農業者や研究機関の意見を適切に反映させ、新品種の適応試験や栽培技術の研究などの利活用を推進するとともに、本年度より委託試験による醸造用ぶどうの試験栽培に取り組むなど、各種委託試験の栽培管理と有効な調査分析に努めます。

有害鳥獣対策につきましては、北海道猟友会余市支部の協力をいただきカラス・ヒグマ・エゾシカ・キツネの捕獲・駆除を実施するとともに、特定外来生物に指定されているアライグマの駆除についても引き続き実施します。

また、耕作地への有害鳥獣侵入を防止するための電気柵及び駆除を目的とした箱罾の購入に対する助成制度を新設し、支援します。

◎林業に関する施策

林業につきましては、「余市町森林整備計画」に基づき森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、民有林においては森林整備地域活動支援事業や未来につなぐ森づくり推進事業を継続的に実施するとともに、適切な森林施業の推進と管理に努めます。

また、町有林においては、豊丘水源かん養保安林などの保全と機能の回復を図るため、間伐などの保育事業や野そ駆除事業を計画的に実施し、継続的な町有林の適正管理・森林機能の維持保全に努めます。

◎漁業・水産加工業に関する施策

漁業の振興につきましては、浅海増殖事業、淡水増殖事業への支援を継続するとともに、本町における本格的な養殖事業の第一歩として、実施しているナマコ等の栽培漁業への支援を行うなど、水産資源の確保に向けた取り組みの強化を図ります。

磯焼け対策につきましては、余市町沿岸漁場再生活動組織における研究調査・試験事業などを継続するとともに、中央水産試験場をはじめとした関係機関との連携を密にし、地域の実情に即した、より有効な対策の取り組みに努めます。

トド被害防止対策につきましては、「余市町鳥獣被害防止計画」に基づき、余市郡漁業協同組合が実施する被害防止対策への継続的な支援に努めるとともに、さらなる有効対策の実施を国及び北海道に対して強く要請します。

水産加工業の振興につきましては、各種イベントなどを通じて水産加工品のPRに努め、消費拡大とブランド力向上を目指すとともに、多様化する消費者ニーズの把握に努め、関係機関・団体などと情報の共有を図り、商品開発の推

進を支援します。

余市フィッシャリーナにつきましては、関係機関と連携し、漁業への障害の防止、海難事故の防止に努めるとともに、漁業者との十分な調整を図り、利用者へ安全な海洋レクリエーションの提供に努めます。

◎6次産業化に関する施策

6次産業化の推進につきましては、「地元農水産物を活かした加工・販売・流通の一体的つながりによる産業振興」を目指し、関係団体と連携した取り組みを進めます。

また、「余市」という地域ブランドを確立するため、札幌圏をターゲットとした各種イベントへの参加により本町農水産物加工品のPR強化に努めます。

ワインに関する取り組みにつきましては、ワインの基礎知識を学び、ワインへの興味、関心を高め、余市産ぶどうを原料としたワインとワイン産地としての本町の魅力を知っていただく事を目的としたワイン教室の開催や、札幌圏におけるワインのPRイベントを開催し、ワイン産業のブランド力向上に努めます。

また、ワイン特区やヴィンヤード景観、道内最大の生産量を誇るワインぶどう産地という優位性を活かしたワインツーリズムやPR活動を広域連携で進め、観光振興を含めた6次産業化の推進を図ります。

◎商工業に関する施策

商工業の振興につきましては、余市町中小企業振興条例に基づく融資や保証料助成などの中小企業者等への支援とともに、余市商工会議所及び余市中小企業相談所への助成措置も継続して、中小企業者等の経営基盤の安定化に努めます。

また、商店街活性化対策として、商店街連合会との連携を図りながら、地元に着目した商店街事業への支援を継続するとともに、空き店舗などを活用した起業を支援する取り組みを継続するとともに、新たに既存店舗に対する支援を行い、地域経済の活性化に努めます。

◎観光に関する施策

観光振興につきましては、積極的な観光客の誘致や観光産業による地域経済の活性化に向けた取り組みを、一般社団法人余市観光協会と連携し進めます。

また、本町の資源を活用した新たな体験型観光の発掘に努め、魅力ある観光

地づくりの取り組みを進めます。

北海道横断自動車道の余市延伸を見据え、小樽市をはじめとする北後志圏域町村との連携を強化し、観光客の誘致に努めます。

さらに、訪日外国人旅行者が増加している状況から、新たに外国語ホームページによるPRや観光事業者等を対象としたセミナーの開催など、本町における訪日外国人旅行者受入れ環境の整備に努めます。

ドライブ観光の拠点である道の駅においては、余市iセンターを通して積極的かつ効果的な観光情報の提供に努めるとともに、生産者との連携による直売所などでの地場製品の販売とPRの強化に努めます。

また、道の駅の再編整備に向けた取り組みを進めます。

観光物産センターにおいては、指定管理者と連携し、展示販売方法の充実を図りながら、地場製品のPRと観光情報の提供に努めます。

農道離着陸場においては、野そ駆除対策の農業利用、ドクターヘリや防災ヘリによる救急防災業務利用など、離着陸場機能の維持に万全を期するとともに、イベント会場などとしての多面的な利活用の推進に努めます。

◎労働に関する施策

労働対策につきましては、季節労働者の通年雇用を促進するため、通年雇用促進支援事業の推進に努めます。

また、独自施策としての失業者などの就労対策や新規学卒者とともに若年離職者のための就職支援対策を実施します。

◎教育・文化芸術活動とスポーツの振興に関する施策

本町の未来を担う人材を育てる教育は、町の根幹を形づくる重要な政策です。町民一人ひとりが生涯にわたり主体的な学習活動を通して、自らを高めるとともに、社会のなかでそれぞれの役割を果たし、心豊かに共に支え合うことができる社会の実現を図ります。

学校教育につきましては、社会が大きく変化する中、子どもたちが自立し、生きていくための力と心身の健やかな発達を育成するとともに、自ら学び、自ら創り出す喜びを大切にする学習活動と地域の特性を活かした特色ある学校づくりを推進します。

学校施設は、安全で安心な環境整備と機能の充実が大変重要であります。

今年度におきましては、既に老朽化により撤去した小学校遊具の代替遊具を計画的に設置するとともに、学校施設の適切な維持管理に努めます。

また、社会教育につきましては、各施設を有機的に機能させ、町民一人ひとりが心豊かに学ぶことができるよう学習機会を提供するとともに、学習成果を地域に活かすことのできる生涯学習社会の実現に努めます。

埋蔵文化財の有効活用と文化財施設の適切な保存と管理を行うとともに、積極的に地域の歴史資料を収集し展示等を行い、歴史や伝統文化の継承に努めます。

スポーツの振興につきましては、町民が健康で充実した生活を送るための環境づくりと、関係団体と連携して各種大会を開催するなど、町民の体力向上と健康増進に努めます。

◎未来を担う青少年の育成に関する施策

ふるさと余市町を応援する皆様からお寄せいただいた寄附を活用した「余市町の未来を担う青少年を育成するための事業」につきましては、親善交流都市であります福島県会津若松市による地域子ども会等のリーダー育成事業により派遣される児童、生徒の受入を実施し、本町の小・中学生も両市町の歴史的な結びつきについて、共に学ぶことで、郷土への理解を深め、本町の未来を担う青少年の育成につなげていきます。

さらに、広島、長崎の惨禍をふたたび繰り返させないことや、核兵器廃絶への決意を表明することを目的として定められた「非核余市町宣言」を具現化するため、原爆パネル展や原爆の悲惨さを伝える資料館への児童生徒の派遣事業を実施し、宣言趣意の浸透を図ります。

◎人口減少問題に関する施策

人口減少が加速する中、国においては「まち・ひと・しごと創生法」に基づく各種交付金や支援制度の創設により、人口減少時代における地方へのひとの流れの創出に向けた施策を進めています。

本町においても、平成27年度に策定した「余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、平成30年度に予定されている北海道横断自動車道の余市延伸や、原料の生産量と品質に裏付けられたワイン産業の高まりを背景として、地域の魅力を活かした就業機会の創出、子育て支援、住宅新築支援、そして新規就農に係る支援などを引き続き実施することで、本町へのひとの流れを生み出す施策を推進します。

また、将来にわたって活力ある地域社会を維持するため、移住・定住政策の促進として、元気なシニア層が本町に移り住み、一人ひとりが役割や生きがい

をもって活躍することにより、健康寿命を延ばすとともに、地域住民はもちろん、若年世代も一緒になって、健康でアクティブな生活を送ることができるコミュニティを形成するため、関係機関と協議を重ねながら、「余市町版生涯活躍のまち」の実現に向けた取り組みを進めます。

◎宇宙記念館に関する施策

余市宇宙記念館につきましては、宇宙開発や天体・自然・地球環境などの学習の場として、展示資料や映像資料の展示方法などの改善工夫はもとより、児童生徒を対象にした「おもしろ宇宙教室」など実験・体験なども取り入れた各種講座や教室を実施します。

さらに、独自の企画による特別展や講演会を開催し、余市宇宙記念館ならではの特色ある事業展開に努めます。

また、運営にあたっては、余市宇宙記念館利用促進懇談会を通して町民や教育関係者の意見や要望を伺いながら、魅力ある宇宙記念館の運営に努めます。

3. 町民と行政が連携して歩むまちづくり

◎町民と行政の連携に関する施策

地域の特性を活かした行政運営が求められる今日、町民と行政が連携してまちづくりを進めていくことが大切です。

町民と行政との協働のまちづくりを進めるための「(仮称)余市町自治基本条例」の策定につきましては、町民参加による「(仮称)余市町自治基本条例策定委員会」でのこれまでの検討を踏まえ、条文の検討など早期策定に向けた取りまとめの作業を進めるとともに、町民向けフォーラムの開催などにより、策定趣旨の周知に努めます。

区会や各種ボランティア団体の自主的な活動は、「第4次余市町総合計画」の基本構想における基本目標の一つであり、「町民と行政が連携して歩むまち」の実現には、なくてはならない大きな「力」であることから、こうした活動がさらに活発に展開されるよう、各ボランティア組織の紹介や相互交流の機会づくりなどに努めます。

また、町職員が地域と行政のパイプ役となる「地域連絡員制度」の充実を図りながら、地域住民と行政が共に協力し合い、地域の課題を自ら解決、決定していく地域づくりを推進します。

◎情報の共有に関する施策

町民参加のまちづくりを推進していくうえで、情報公開と町民との情報共有は、大変重要なことです。

そのためにも、「広報よいち」の紙面の充実を図るとともに、「町ホームページ」のリニューアルにより、統一的なデザインを採用し、お年寄りや障害のある方を含め、誰もが見やすく、わかりやすい情報のリアルタイムな発信に努め、行政の透明性を高めます。

さらに、スマートフォンやタブレットを利用する方々が増えていることから、使用端末に適応する機能を設けることにより、町内外の方々に対し広く情報の発信に努めます。

また、町政懇談会や各種説明会などにより、多くの町民と意見を交換しながら情報の共有化と情報公開の推進に努めます。

さらに、「予算説明書」の全世帯配布を継続して行い、町の予算について分かりやすい情報の提供に努めます。

◎行財政に関する施策

本町における歳入につきましては、地方交付税や国庫支出金など約7割が依存財源で占める脆弱な財政構造となっており、また、財政運営の弾力性を示す経常収支比率も非常に高く硬直化している状況です。

地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くことが見込まれますが、貴重な経営資源である町有財産の有効活用と不用財産の売却等を積極的に行い、歳入の確保を図るなど、今後も引き続き持続可能な財政基盤の確立を念頭に、財政健全化に努めます。

このような財政状況の中、町税は重要な自主財源であることから、課税客体の適正な把握による課税、収納率向上に向け納期内納税促進のため、引き続きインターネットを利用したクレジット納付や口座振替納税の普及を図るとともに、新たな納付環境の整備について検討します。

また、税負担の公平性を欠くことの無いよう、滞納状況の的確な把握に努め、適切な滞納整理を実施するとともに、税外収入についても、町税同様、収納率向上に努めます。

◎職員の資質向上に関する施策

地域の自主性及び自立性を高めなければならない時代にふさわしい行政運営を推進するには、これまで以上に地域の実情や、町民ニーズを的確に反映させた自立性の高い行政運営が求められており、職員は常に「地方公務員」としての自覚と「町民の視点」に立つ姿勢を有し、町民との「協働」によりまちづくりを進めるとともに、コンプライアンスに対するさらなる意識向上を図らなければなりません。

町民から信頼される公正な町政を確立するため、各種研修機会の充実、自己申告制度、人事交流、人事評価制度などによる職員の意識改革に積極的に取り組み、組織の活性化と職員の資質向上に努めます。

◎効果的な広域行政の推進に関する施策

広域行政の推進につきましては、北海道横断自動車道余市・小樽間の早期完成について引き続き要望するとともに、北後志圏域市町村が連携し設立した、「高速で行こう！！北しりべし地域魅力発信協議会」において、圏域が一体となって広域的な機運醸成と魅力発信を行うことにより、開通効果の北後志全域への波及を目指します。

併せて、町民の皆様に対し効果的な情報提供を行い、北海道横断自動車道の

余市延伸を好機と捉え、町全体が盛り上がるよう、機運を醸成する町単独の取り組みを進めます。

また、小樽・余市間国道新設改修事業の推進や、共和・余市間の早期完成と倶知安・共和間の早期着手、さらには鉄道路線の存続など、広域交通体系の整備について、関係市町村などと十分連携を図りながら、関係機関に対する積極的な要請活動を推進します。

また、後志総合開発期成会などを通して、広域的な課題解決の取り組みを進めるとともに、北しりべし定住自立圏における市町村間の広域連携や一部事務組合、広域連合などについても効率的かつ効果的な広域行政を進めます。

特別会計

1. 介護保険特別会計

介護保険は、地域包括ケアシステムの構築に向け、「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた事業運営を行います。

各種介護サービスの利用は着実に町民に浸透しており、介護を必要とする方やその家族が安心して暮らすことができるよう自立生活の支援を基本として効果的、効率的な介護サービスの提供を図るとともに、保険給付費の動向を見極めながら財源の安定確保を図り、介護保険事業の円滑な運営に努めます。

また、包括的支援事業を実施する地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携し地域支援事業を展開するとともに、新しい介護予防・日常生活支援総合事業により、地域の実情に応じた取り組みを行うことで、地域の支え合い体制づくりを推進します。

特に、「地域まるごと元気アッププログラム」や「プールウォーキング教室」等の介護予防教室の拡充や生活支援サービスの実施など総合的な支援に努めるとともに、認知症の方や介護する家族の方などを地域で支えるため、国の「新オレンジプラン」に基づき、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断、早期対応など各種施策を推進します。

さらに、介護給付実績の分析と今後の給付需要動向を十分に見極めるとともに、制度改正による影響や高齢者の生活実態などの把握に努めながら、平成30年度からの3年間の期間となる「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に取り組みます。

2. 国民健康保険特別会計

国民健康保険事業は、被保険者数の減少などにより税収が減となる一方、被保険者の高齢化などにより医療費は増加傾向にあり厳しい運営状況となっています。

こうした状況において、健全な事業運営を図るため医療費の適正化と税収等の財源確保に努めるとともに、北海道が国民健康保険の財政運営の責任主体となる「都道府県単位化」の動向を注視するとともに、適切な対応による事業運営に努めます。

3. 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、北海道内全市町村で構成する広域連合により運営されていますが、市町村が行う事務の円滑な実施に努め、本医療保険制度の適正な執行を図ります。

4. 公共下水道特別会計

管渠建設工事につきましては、沢地区、富沢地区、入舟地区の整備を実施します。

下水処理場につきましては、「長寿命化計画」に基づき、汚泥処理等に使用する用水設備機械と監視制御設備の更新工事を行い、また、山田中継ポンプ場につきましては、汚泥処理等で発生する臭気を除去するための脱臭設備機械と電気計装設備の更新工事を行うとともに、下水処理場をはじめ各施設の適正な維持管理に努めます。

今後におきましても、快適な生活環境の確保と水環境の保全を図り、さらには水洗化率向上に向け未接続の方々に対する公共下水道事業の普及啓発により水洗化の普及促進に努め、自主財源の適正な確保と経営の効率化、安定化を図ります。

企業会計

水道事業会計

水道は町民の日常生活を維持し、経済活動を支える基幹的な施設であり、清浄な水を常に安定的に供給することを基本責務として事業の推進を図っています。

本年度の主な事業としましては、市街地の老朽化した配水管の布設替えを実施し、漏水防止と水質の改善を図り、さらには重要な施設への管路の耐震化を進めます。

一方、水道事業の財政状態につきましては、人口減により有収水量が減少していることから、さらなる経費削減を図り、経営の効率化に努めます。

今後とも水道事業の基本責務を踏まえ、安心・信頼される水道事業の確立に努めます。

む す び

以上、平成29年度における町政執行の基本的な考えと、その政策の概要を申し上げます。

町民と行政が連携し、主人公たる町民が幸せを実感できるまちづくりを目指し、職員と一丸となって最善の努力を傾注してまいります。

議会議員各位ならびに町民皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。